

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	10	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	10 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等

提案団体

津山市、川崎市、岡崎市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関して、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようにするなど、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること。
また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、電子データでも送付が可能であることを明確化する。

具体的な支障事例

当市は登録原簿等の情報を電子データで管理しているが、転出処理を行う場合、紙で出力し、決裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっている。これに加え、犬の所在地の変更に係る書類については紙媒体で保存しており事務スペースを圧迫させている。また、令和5年度に県内市町村にアンケートを行った結果、回答のあった全ての市町村において登録原簿の電子化は行われているものの、当市と同様の運用を行っているとのことであり、大半の市町村において電子データのやり取りに前向きであった。なお、県外の市町村とのやり取りも紙媒体で行っていることから、全国の市町村においても同様の状況と推察される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電子データによるやり取りで完結することで、事務の効率化や郵送代の経費削減が見込める。

根拠法令等

狂犬病予防法施行令第2条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、山形市、いわき市、小山市、さいたま市、草加市、藤沢市、大磯町、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、城陽市、堺市、豊中市、宝塚市、米子市、長崎市、佐世保市、鹿児島市

○次の3点の課題から、全国統一的なシステムの整備が望ましい。

①犬システム導入に多額の費用が掛かっている。

②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。

③全国的な登録原簿の受け渡しに事務負担が掛かっている。

○犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等について、電子データでの送受信が実現すれば事務作業の効率化や郵送費用の削減が見込める一方、個人情報の漏洩リスクに備え慎重に対応しなければならない。「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」に転出通知を追加するだけでも多くの自治体で市町村間の通知事務が削減され負担軽減になると考える。

○当市においても提案団体と同様の運用を行っている。犬の所在地の変更については転入先からの通知がない限り当市では異動が分からず、犬の所有者から苦情が寄せられることがある。全国統一的なシステムを構築し、オンライン上で住所変更や所有者変更を可能となれば市町村間のやり取りが不要となり事務の効率化が図られるほか、犬の所有者に対しても正しい情報を提供することができる。

○当市においても登録原簿等の情報は電子データで管理している。転出入に伴う自治体間の書類のやり取りでは、提案自治体と同様に、郵送等が業務上負担となっている。一方、電子データでのやり取りは、当市規程に基づき情報保護の観点からデータの暗号化など各種対策を講じる必要があることや、送付先の自治体ごとに送付方法等の調整が必要であるため、業務負担となる点は留意する必要がある。

○提案内容に加えて、犬の飼い主が紛失や、譲渡の際に渡されていないために鑑札がなかった場合、転入の際に登録の確認に時間を要することから、一元化したシステムで検索が可能となれば、行政及び飼い主の負担が軽減される。また、注射履歴も検索及び取り込みが可能となれば、かなりの事務負担軽減となる。ペットショップ間の店舗移動における転入の手続がなされていないことや、生後 91 日経過後の登録がなされていないことで、購入者及び行政が戸惑うことが多いため、登録の厳格化、顧客への確実な情報伝達を厳格化することを強く要望する。

○ワンストップサービス開始から2年が経過したが、依然として加盟市町村が少なく、全国の市町村によって扱いの差が生じており、個別対応をせざるを得ない状況にある。早急に全国で統一されたシステムによる管理を行うとともに、本サービスへの加盟市町村が増えるような制度の構築を願う。

○当市では事務の効率化を図るべく、電子データによる送付を進めているが、電子データでの送付が明確化されていないことから紙媒体での送付を要求する団体が一定数ある。また、電子データでやり取りを開始するにあたり、全国自治体の犬の登録事務を行う部署のメールアドレスを容易に把握できる術がないため、現在は事前に各自治体へメールアドレス及び意向の確認を行う必要があり、負担となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	28	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	28)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

法律における届出システムの統一化・共通化

提案団体

藤沢市、神奈川県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

各種環境法令に基づく申請・届出等に係る統一システムを構築することにより、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。
令和4年度の提案募集により、①騒音規制法及び②振動規制法に基づく届出の全て、③大気汚染防止法及び④水質汚濁防止法に基づく届出のうち「事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出」については、オンライン化についての検討をされることとなったが、当該範囲外の届出についても同様に、オンライン化に向けた検討をされたい。

具体的な支障事例

【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、当市を含む多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口へ足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。また申請書を PDF 化して電子で提出する方式もあるが、それでは作成過程で PDF 化する作業が追加されたに過ぎない。

【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

受理した申請・届出は、存在する事業所等については、継続して指導をする必要があることから永年保存文書として位置づけており、文書の保管場所の確保に苦慮している。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

各法令の施行状況調査の集計報告作業の事務量の負担がある。

【支障の解決策】

これら手続きについて、e-GOV の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、DX の推進が可能となる。

具体的には、令和4年の提案事項である「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化」や「大気汚染防止法等に基づく届出のワンスオンリー化」への対応の拡充である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

届出内容の修正が必要な場合、再度窓口へ足を運ぶ必要がある。
自治体ごとに提出方法が異なるため、負担が多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【事業者の利便性向上】

すでに大気汚染防止法に基づく石綿事前報告については、国が統一のシステムを構築し、令和4年度から電子申告が制度化されている。同様に、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等における届出についても、全国統一のシステムが構築されれば、届出をする事業者にとって、窓口に出向く手間や手続き可能な時間帯など、事業者の負担軽減、利便性の向上が期待できる。

【行政の効率化】

統一化・共通化された申請・届出システムを構築することで、自治体の受付業務が軽減される。

申請・届出内容の二次加工が容易になり、データ化の事務量が軽減されるとともに、各自治体の施策に反映しやすくなる。

受理した時点でデータ化されるので、施行状況調査等集計報告作業の負担が軽減される。

【その他】

以上のことを実現するために、令和4年の提案事項である「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化」や「大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化」への対応を踏まえ、e-GOVの整備・改修等の拡充により、手続きの簡素化、事務の効率化、DXの推進が可能となる。

根拠法令等

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
詳細は別紙一覧のとおり

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、いわき市、さいたま市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、寝屋川市、小野市、奈良県、和歌山県、鳥取県、米子市、佐世保市、熊本市

○水濁法 14 条第 3 項届出(汚濁負荷量測定手法届)、瀬戸内海環境保全特別措置法や湖沼水質保全特別措置法に係る手続についても記載いただきたい。

○当市において、環境法令に係る届出は一部を除いて書面であり、提出時に職員が現場に出ており不在といった事態を防ぐために予約制となっており、申請者に一定の負担を強いている。

また、受付後にデータ化するために市独自のシステムへ入力する作業が発生しており、入力内容や確認事項も多く、事務処理の負担が大きい。データ化されたものを取り込む形にできれば、負担軽減と入力ミスの防止ができるが、出力されるデータ形式に併せてシステムを改修する必要がある。

○大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法の届出において、システムが構築されれば、届出をする事業者にとって、窓口に出向く手間や手続き可能な時間帯など、事業者の負担軽減、利便性の向上が期待できる。また、行政でも情報管理が適切に行えると期待できる。

○全国統一のシステムの構築は有効と考えるが、各都道府県等が定めている大気、水質等の関連する条例にも対応できるシステムが必要と考える。

○1事業者が複数の法令の対象となる場合が多いが、担当部署が異なると届出漏れが生じる事例があるため、法令ごとの独立したシステムではなく、環境関連法令全般が連携できるような仕組み（例えば、事業者の氏名等の変更があった場合に対象法令が一括で届出できる）も必要と考える。

○届出内容に不備等があった場合に、届出者に対して補正や指導ができる仕組みが必要である。

○一部の自治体では独自システムによる電子申請が進んでおり、当市への届出においても事業者から電子申請を要望されるが、当市では新たなシステム構築の費用を確保できない状況にある。また、電子メールによる方法は本人確認が不確実であることから受け付けしていない。

事業者、自治体双方の届出手続きの簡素化、効率化を図るため、e-Govによる統一的なシステムの提供を期待する。

○当市においても、各環境法令の届出全般について、次のような支障・課題等が生じている。

・届出書は紙による受付が主であり、届出書の提出にあたっては、事前に日程調整を要するほか、届出書の補正等が必要となった場合には、原則としてその都度来庁してもらう必要があるなど、自治体側の事務負担も少なくないこと。

・各自治体が独自の電子申請窓口・体制を構築する場合には、システム開発費用が必要となるほか、システム

の維持管理費用や、法令改正等の都度システム改修費用等の措置が必要となり、自治体の財政負担が大きいこと。

・大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業など、一部の法令については、既に国が整備した全国共通のシステム（石綿事前調査報告システム）による施行状況調査が実施されていることから、各法令について統一的な形とすることが合理的である。

○提案内容の各種環境法令に基づく申請・届出については、当市においても紙による受付を行っており、データ化等に多くの時間を要し大変苦慮している。

全国で統一化・共通化された申請・届出システムを構築することにより、事業者の負担軽減、利便性の向上のみならず、自治体の受付業務が大幅に効率化・軽減される。

○当市では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律における公害防止管理者の届出について、同様の問題が生じている。

当市では電子申請システムのフォーマットを構築することに労力を要することから、電子化に踏み切れていない。

また、庁内で電子決裁システムが導入されたことから、紙媒体で提出されたものをPDF化する手間が増えてしまっている状況である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	49	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	49 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出のワンストップ化

提案団体

山梨県、全国知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、全国統一のオンラインシステム等により、事業者が複数の都道府県等に一括して提出できる仕組みを構築すること。

具体的な支障事例

事業者が行う産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業（特に収集運搬業）に係る変更の届出については、変更の度に、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事等に提出することとなっている。事業者の多くが複数の都道府県等において許可を取得しており、同じ内容の届出を各都道府県等に個別で提出することが事業者にとって負担となっている。

当県本庁（県外の事業者分の変更届出の窓口）における令和3～5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、毎年、収集運搬業 1,370 件以上、処分業 70 件以上 となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者における手続の煩雑さの解消だけでなく、各都道府県等における文書收受や処理の事務負担が軽減される。

制度改正により以下の懸念がある。

法令では、変更の届出に添付する書類が一部規定されておらず、各都道府県等において定めていることから、各都道府県等ごとに異なる取り扱いとなっている。本制度改正を行う場合、添付書類の全国的な統一が必要であるため、法令改正等が望まれる。また、添付書類として、住民票の写し等原本の添付が必要な書類があり、その原本確認も必要となる。原本確認については、ワンストップで受理する機関で行う必要がある。

都道府県等によっては、変更許可申請（法第 14 条の2、法第 14 条の5）となるか、変更の届出（法第 14 条の2 第 3 項、法第 14 条の5第 3 項）となるかの判断が分かれている場合があるため、本制度改正を行う場合は、各自治体の状況を鑑みながら、全国的な統一を行うか、対象となる届出を選定するなどの対応が必要である。

一部の都道府県等にのみ変更の届出が必要な場合、該当する都道府県等のみに変更の届出が提出されるよう仕組みを整備する必要がある。

各自治体で独自にシステム運用をしている場合があるので、各自治体の状況も鑑みた上で本制度改正を行う必要がある。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の2第 3 項、第 14 条の5第 3 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、岡山県、山口県

○車両及び船舶の変更、取扱品目の一部廃止、都道府県内廃掃法政令市における積替保管許可取得又は廃止、政令使用人の変更以外の項目については、全国で共通の内容となるため、一括手続に適していると考え

る。
○同じ内容の届出を自治体ごとに個別で提出する必要があり、他自治体で提出されていても、同じ内容の届出を提出するよう指示しており、事業者から申請の簡略化を求められる場合もある。

○提案と同様の内容を求めるが、添付書類等については個々の自治体で柔軟な運用ができる機能を持ったシステムが良いと考える。

○当県本庁における令和5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、2,800 件以上となっており、役員の変更や車両に係る変更届出に関しては、ワンストップ化による事業者負担の軽減は一定の効果が見込まれ、また、当県においては事務負担の軽減が想定される。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	52	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	52 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること

提案団体

奈良県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

環境省が構築する産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムに関して、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長への申請等の手続のうち、申請に限らず、審査についても、オンライン完結を可能とするため、当該システムと連携する欠格照会に係るシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

当県では、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出を年間約 2,700 件受け付けている。審査における欠格照会では、公印を押した紙の照会文書を関係機関（市町村、検察庁等）に送付し、紙で回答を受け取っているが、回答までに1カ月程度を要することもある。

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムについては令和6年度に構築される予定であるが、都道府県知事及び政令市長への申請等に係る手続のうち時間を要する欠格照会がオンライン化されないと、迅速な許可証の発行には繋がりにくいものとする。

欠格照会に関しては、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に関する審査手続以外の行政手続に係る審査手続（宅地建物取引業の許可）においても行われており、これらの手続についても全般的に効率化が必要であると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者への許可証交付の迅速化が図られる。

また、許可申請書類及び変更届への添付が義務付けられている登記事項証明書や住民票の写し等についても、欠格照会のオンライン化が実現された場合には、申請者がこれらの書類を用意する必要がなくなるため、申請者の利便性の向上が期待される。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第5項第2号、同条第 10 項第2号、第 14 条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、富山県、長野県、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、熊本市

○当県においては警察本部照会、検察庁照会、市区町村照会の合計が令和5年度で 20,000 件を超えており、欠格照会のオンライン化により申請者への許可証交付の迅速化が図られ、申請者の利便性の向上が期待できる。

○許可を出している自治体ごとに、警察、検察、自治体あて欠格照会を行っており、当市の場合は対象者ごとに、照会依頼を作成し各機関及び各自治体あてに郵送している（多い場合は月 40 件程度）。現在、添付されている住民票等の書類と照合し確認した上で、各照会依頼文作成から発送作業まで短期間で実施しており、多くの手間がかかっている。また、産廃収運業と産廃処分業をもつ同事業者で産廃収運が当該月の照会対象、その翌月が産廃処分の照会対象となった場合同様の照会事務を行うこととなり事務負担となっている。

○当県では、収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に基づく欠格照会文書を年間 2,500 件程度送付しており、照会手続き等のオンライン化が必要と考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	58	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	58 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

大気汚染防止法第 27 条第2項に基づく通知の電子化等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染防止法第 27 条第2項に基づく経済産業省からの通知について電子化すること。その前提として、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出を全てオンライン化すること。なお、その際には、当該届出前の事業者と中部近畿産業保安監督部近畿支部との打合せをオンラインでも可能とすること。

具体的な支障事例

経済産業省が所管している電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出については、事業者から同省へ書面での提出とされており、それに伴う大気汚染防止法第 27 条第2項に基づく同省から当市への通知は郵送で行われている。書面による通知が自治体におけるデジタル化の支障となっている。さらに、通知の添付書類に国土地理院の紙地図（規格 580 × 460mm）があり、一度にスキャンすることが出来ないため事務負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

工事計画に係る届出を行う近畿地域の事業者は、事前に必ず中部近畿産業保安監督部近畿支部にて対面の打合せを求められる。対面で確認すべき内容が多いから、というのが理由だが、移動時間や交通費等のコスト負担が大きい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請する事業者の手続を簡素化、効率化することで、利便性向上と、通知を受領する自治体の業務負担軽減につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 27 条
電気事業法第 48 条
ガス事業法第 68 条
鉱山保安法第 13 条
（ただし、書面での届出及び通知を法令等で規定するものではなく、運用によるものと認識。）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、いわき市、静岡県、浜松市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、和歌山県、鳥取県、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○当市においても経済産業省からの通知は書面で行われており図面や地図などの資料が多く、保管場所に苦慮している。

○経済産業省への工事計画届の提出から自治体への通知書の送付までに時間差があり、立入検査時、届出済の特定施設の把握に支障が生じている。通知書が電子化されることにより、工事届出後、より速やかな自治体への通知書の送付が可能になる。なお、水質汚濁防止法第 23 条第2項、ダイオキシン類特別措置法第 35 条第2項、騒音規制法第 21 条第2項、振動規制法第 18 条第2項にも同様の規定がある。

○経済産業省からの通知については、書面による郵送の形で行われており、別途システムへの入力やスキャンする必要があるなど、デジタル化の課題の一つである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	61	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	61)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること

提案団体

埼玉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

狩猟免許の申請等に際して添付が義務付けられている「顔写真」について電子データによる提出を可能とすること。

具体的な支障事例

狩猟免許の申請（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 41 条）、狩猟者登録の申請（同法第 56 条）、狩猟者登録の変更の登録（同法第 61 条）については、申請者から都道府県に申請書等を提出するものだが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（第 48 条及び第 65 条）により、裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を添付することとなっている。

このため、手続きのオンライン完結ができず、申請者においては、印刷代や郵送代の負担が生じており、行政においては、写真を受験票に貼付する作業等の事務負担が生じている。

写真の電子データによる提出も可能とする見直しは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及びなお、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」における行政手続のオンライン化に関する方向性と合致するものである。

※当県では、令和5年度 624 件、令和4年度 430 件、令和3年度 535 件の狩猟免許の申請を処理している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者側は、オンラインで手続きが完結しないため、必要書類の印刷や郵送・持参などが必要となり、申請にかかる手間が大きい上、郵送・持参等の費用がかかる。

申請を受理する県（環境管理事務所）は、オンラインシステムで一括して受理や申請内容の確認をすることができないため、受理に係る作業が煩雑となり、多大な時間を要している。

狩猟免許試験は電子申請でも申し込みが可能であるが、電子申請とは別途写真を郵送する必要があるため申請者が電子申請のメリットを享受できていない。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により県民の負担軽減及び行政手続のデジタル化につながる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 41 条、第 56 条、第 61 条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 48 条、第 65 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県、京都府、鹿児島市

○提案内容についてはデジタル化の支障となっているのであれば解消すべきと思う。まだ申請者がすべてデジタル申請できる環境ではないため、併用で行えるようにしていただきたい。

○当府においても、提案内容は①具体的な支障事例に記載のとおり、デジタル庁の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等における行政手続きのオンライン化に関する方向性と合致するものであると認識している。なお、当府における令和5年度の狩猟免許の処理件数は新規 363 件、更新 830 件の計 1,193 件であり、提案内容が実現した際は、府民の負担軽減に大きく寄与するものと考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	114	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	114 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ（MC）の登録手数料と同時に自治体が徴収することで自治体の歳入が上がるようにする等、自治体が「ワンストップサービス」に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。
それにより、「ワンストップサービス」の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。

具体的な支障事例

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、犬猫への MC の装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられ、また、同時に狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度（ワンストップサービス）が創設された。自治体が同制度に参加した場合、指定登録機関から犬の MC 登録情報が自治体に提供されるとともに、その情報提供が狂犬病予防法上の登録申請とみなされる等、自治体や住民にとって、申請手続きにかかる負担軽減に資するものである。
一方、MC 情報の指定登録機関である（公社）日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料を MC 情報の登録手数料と同時に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加すると、従来より犬の飼い主から徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な歳入減となる。さらに、ワンストップサービスへの自治体の参加は任意であるため、参加自治体と不参加自治体が混在している（令和 6 年 4 月 1 日時点の参加率 16.8%）。このため、飼い犬が参加自治体から不参加自治体に転居した場合やその逆の場合においても、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとっても分かりにくい制度となっているといった支障がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市は狂犬病予防事業（犬の登録事務等）を、地方獣医師会委託しているが、同会から下記のとおり意見が寄せられている。
・ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体が混在しているため、市民からの犬の転入手続の問合せに対する回答や、犬の登録業務に際し、逐一参加の有無を転入元自治体に確認する必要があり、業務を煩雑にしている。
・当市がワンストップサービスに参加する場合、犬の登録手数料の徴収を断念する可能性が高いが、その結果、動物衛生予算が削減され、地方獣医師会が行う狂犬病予防事業の縮小につながるものが危惧される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体がワンストップサービスに参加した場合でも、マイクロチップ情報の登録手数料と、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を同時に徴収できるようになれば、犬の所有者にとっても手続きが一度で済むため、利便性が向上するとともに、狂犬病予防事業を継続するための歳入を確保することができる。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 39 条の 7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、寒川町、松本市、名古屋市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても登録手数料が徴収できなくなることは大幅な歳入減となり、ワンストップサービスへの参加・不参加が混同している状況は事務手続上煩雑となっている。MC を広めるためにも飼い主に分かりやすい仕組みは必須であることから左記の改正が必要と考える。

○従来からの狂犬病予防法上の犬の登録に加え、令和4年6月1日よりマイクロチップの登録制度が併存しており、市民は2つの制度を混同し、マイクロチップの登録を行ったことで狂犬病予防法上の登録も行ったと誤認し、市窓口での手続が必要ないものと誤解する場合がある。特例制度に参加すれば、マイクロチップの登録を行うことで狂犬病予防法の犬の登録も同時に行うことができ、市民にとってワンストップサービスとなることが期待できる一方、MC 情報の指定登録機関である（公社）日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料を MC 情報の登録手数料と同時に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加した場合、従来から犬の飼い主より徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な収入減となる。

○ワンストップサービスに参加する場合、犬の登録に係る手数料徴収業務（手数料納付書の送付等）が自治体への負担となり、手数料滞納が発生する可能性もあることから、当市は不参加としている。当市を含めた全国の自治体のワンストップサービスの参加を促進させるためには、狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の MC 登録手数料の同時徴収等の制度改正の必要性があると考えます。

○「ワンストップサービス」に参加する自治体が少ない原因は、登録手数料の徴収に困難が伴うためであり、その改善策として、指定登録機関が登録手数料を徴収することが有効と考える。

○ワンストップサービスの参加自治体と不参加自治体が混在していることにより、手続が複雑化している実態があると考えます。犬の登録手数料とマイクロチップの登録手数料が自治体で徴収できるようになれば、市の歳入が確保でき参加自治体の増加が見込まれると考えられる。

○参加自治体と不参加自治体が混在しているため、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとって分かりにくい制度となっているといった支障は生じている。一方、すでに狂犬病の予防法の特例制度に参加し、運用している自治体が、環境省指定登録機関で手数料を徴収できることとなった場合においても手数料の改正は困難であることから参加自治体が増える方策が必要と考える。

○現在犬の登録を行っている市町村はワンストップに参加するに当たり、条例改正が必要であるが、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上なくなり、歳入減となるため、議会等の承認が得られず、条例改正が困難な状況にある。そのため、当県における参加自治体はない。厚労省及び環境省が MC の登録料と各市町村の手数料条例に基づく登録手数料までを徴収することが可能であれば、歳入減はなくなり、ワンストップサービスへの参加も促進されることと考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	115	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	115）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

犬猫のマイクロチップ（MC）情報を、不適切な飼育をしている飼い主への指導などのより広範な動物愛護行政に使用できるよう、使用目的の範囲を広げること。

具体的な支障事例

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されたことにより、犬猫への MC の装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられたが、MC から読み取った情報は、迷子の犬猫の返還やブリーダー等への指導等、使用目的が非常に限られており、外飼いの猫の飼い主への指導や路上死体となった犬猫の飼い主への連絡等、他の動物愛護行政には使うことができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

外飼いの猫により生活環境に支障をきたしている市民から、そのような猫のマイクロチップ情報を読み取ることにより、飼い主を特定し、指導をしてもらえないか、といった要望がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイクロチップ情報の使用用途が拡大すれば、外飼いの猫の飼い主が分かり、適正飼養に関する指導を行うことができる等、人と動物が共生する社会の実現につながることが期待される。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 21 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、山形市、いわき市、さいたま市、木更津市、寒川町、松本市、名古屋市、城陽市、大阪府、寝屋川市、安来市、福岡市、大牟田市

○MC から読み取った情報は使用目的が限られていることから、路上死体となった犬の飼い主への連絡等ができず、処分後に飼い主が判明した場合に補償等の問題が発生することがある。
○マイクロチップ情報の使用用途を拡大すれば、外飼い猫の飼主への適正飼養についての指導等が可能とな

ることから、有益であると考える。

○当市において地域猫活動を行う団体から、飼い猫と野良猫の区別の仕方が難しいとの話があり、活動を円滑に進めるのを妨げている要因になっていると考える。マイクロチップをうまく活用できれば地域の猫問題の解決に近づくと考える。また、迷い猫の問い合わせもあるため、路上で亡くなってしまった場合など速やかに飼い主へ連絡できれば良いと考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	121	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	121）			提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

水戸市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

景観法では、景観計画を策定又は変更（以下「変更等」という。）する場合、都市計画審議会（以下「都計審」という。）の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。

【措置例（下記の措置は当市において既に実施）】

- ・条例で景観審議会（以下「景観審」という。）を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える
- ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る 等

具体的な支障事例

【現行制度】

景観法の規定により、景観計画を変更等する場合は、都計審の意見を聴かなければならないとされている。

【支障事例】

景観審と都計審を両方設置する地方自治体では、景観計画の変更等にあたり、都計審の委員を景観審の構成員として加えた上での景観審における審議や、都市計画担当部署と景観担当部署の間での綿密な調整の実施など、都市計画との整合を図るための措置を講じることが合理的と考えられ、多大な人員と労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しい。

また、景観計画は、都計審の議論としては相応しくない内容が多い。例えば、必須記載事項である「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、景観形成基準で定める建築物の意匠の基準、色彩のマンセル値、アクセントカラーの使用可能割合等については、景観計画の基幹的内容かつ計画を参照する設計者等にとって関心の高い重要な内容であり、景観審の議論には相応しい一方で、都市計画や土地利用制限という観点からは軽微な内容であり、都計審において議論すべき論点が乏しく、形式的な開催となりがちである。

さらに、行政手続のバランスの観点からも不適切である。例えば、用途地域の変更など都市計画の重要な決定でも審議会は都計審を1回を開催すれば足りるが、景観計画の変更等の場合、内容が軽微なものであっても景観審1回と都計審1回の最低2回の審議会開催が必要になる。

【制度改正の必要性】

自治事務である景観計画の変更等にあたっては、プロセスを含め策定主体である地方自治体の意思と責任において主体的に決定していくことが地方分権の時代において望ましい。

平成16年の景観法施行以降、多くの地方自治体で景観条例制定・景観審設置が進んでおり、景観計画の変更等に際しては、新たに設置された景観審で活発で有意義な議論がなされているところ。

支障事例で挙げた内容は、各地方自治体が景観計画の変更等を行う際の負担であるとともに、景観計画の新規策定を躊躇する要因の一つとも考えられる。

今回の提案は、国土交通省が推進してきた景観行政の成果により、全国で景観条例の策定や景観審の設置等

が進み、景観計画の変更等において景観審が大きな役割を果たすようになってきた現況等を踏まえたうえで、効果的かつ効率的な見直しを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

審議会開催に係る事務負担の軽減は、地方自治体において景観を取り巻く状況の変化等に即応した機動的かつ積極的な計画変更を可能とし、景観計画新規策定自治体の増加にも資するもの。
また、論点の乏しい形式的な都計審の開催の必要がなくなり、都計審委員にとっても負担の軽減につながる。
さらに、景観計画の変更等にあたり、景観担当部署において、都市計画と整合を図るための措置を主体的に検討することの契機になり、地方自治体の自主性及び自律性の向上にも寄与する。

根拠法令等

景観法第9条第2項及び同条第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市

○都市計画審議会に「意見を聴く（意見聴取）」こととされているが、都市計画審議会における具体的な意見の取扱いに苦慮している。景観計画特有の専門性の高い内容（例：色彩基準等）に対して、都市計画審議会委員から「都市計画マスタープランとの整合性を判断し難く、そこを景観審議会で判断されているのであれば、意見が述べ難い」などの感想があった。

○現行法は、景観計画の変更のうち、軽易なものであっても都市計画審議会への意見聴取が必要となるため、事務手続き上の負担が生じている。明らかに都市計画マスタープランとは関係ない部分（例：景観計画に掲載された他計画の名称や地域資源図の更新など）の変更であれば不要とすることができるようにするなど、除外規定の設定が望まれる。

○都市計画審議会に景観計画案を提示するにあたり、景観審議会における調査審議を経ることとなるが、審議結果によっては想定より多く景観審議会での調査審議を要することも考えられる。その場合、都市計画審議会開催のためのスケジュール調整を極めて短期間で行わなければならないが、開催要件である委員の過半数出席や会場の確保など開催に向けた調整に支障が生じることが予想される。また、景観計画で規定する内容は、都市計画や土地利用制限の観点からは軽微な内容であり、都市計画審議会において、色彩等に関する技術的議論が展開されるとは考えづらく、形式的な議論に終始することが想定される。さらに、当市では、景観審議会において、「特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる」という規程があり、都市計画審議会委員の出席も可能である。当市では、都市計画と景観を同一部署で担当しているため、連携・調整について問題はない。以上のことから、都市計画担当と景観担当の連携のもと、都市計画審議会での意見聴取という手続きを経なくても都市計画の視点を理解したうえでの景観計画の変更等は可能である。景観法による意見聴取手続きの義務付けは市町村にとって過大な負担となっており、撤廃を求めるものである。

○県の広域景観計画の対象地域にある市町村が、独自に景観行政団体となり、景観計画を策定する場合、県の広域景観計画対象から単純に抜ける等のケースが想定される。しかしながら、そういった都市計画審議会から意見を徴する意味合いが薄い内容による、計画修正等の場合においても、意見を徴することが求められていることから、実務上、必要と思われる事案について実施することができるような、事務手続き上の柔軟性等の検討は必要であると考えられる。

○景観計画の変更に時間を要すると、新基準の適用が遅れ、その間に建物が建ってしまうと、次に建て替わるまでの数十年間既存不適格状態となってしまう。そのため、迅速に適用する必要がある。当市では都計審と同時期に景観審を開催することとしているが、景観計画の変更を行う場合、景観審において聴取した意見を反映させようと思うと、同時期に開催する都計審に諮ることは困難であることから3～4か月先の次の都計審に諮るスケジュールを引かざるを得ず、機動的な変更が困難となってしまう。通常景観計画を変更する際には、景観審において専門部会を組織し十分な審議を経て進めることから、都計審への意見照会は法令上の手続き

に過ぎないものとなっているのが実態である。

○当市も景観審と都計審を両方設置している。昨年度の計画改定の際に景観計画改定専門部会を設置したが、提案団体同様、都計審の委員を景観審の専門部会の構成員として加えた。その後の都計審では、報告という位置付けで意見聴取を行った。景観計画の変更における都市計画との整合性の確認は、景観審(あるいは専門部会)に都計審の委員を組み込むことで十分事足りるため、多大な人員や労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しいと感じる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	154	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	154 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

原子力災害対策特別措置法に基づいて指示されている野生鳥獣肉の出荷制限の見直し

提案団体

岩手県、紫波町、岩泉町、野田村、宮城県、福島県、岩手県市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

野生鳥獣肉の出荷制限について、ガイドライン（検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方）に定める解除基準の見直し（検査方法を簡便にする等の要件の緩和、市町村単位での解除基準の明確化等）を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
シカの行動範囲は数キロメートルであり、規制は必要最小限のものであるべきところ、出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としている。ただし、一部の地域で解除条件（※）を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう管理可能な場合は、市町村単位で解除することができる。
（※）野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

【支障事例】
当県における基準超過の発生は県南部の一部市町村に限られているため、基準を下回る地域では市町村単位での解除も可能と見込まれるが、十分な検体数と認められる野生鳥獣種別ごとの考え方等、解除条件の基準が不明確であり、申請に向けた具体的な検討や体制整備に着手できない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【捕獲個体の処理について】
令和5年度は3市町及び岩手県町村会等から野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、ジビエ利用をはじめとする出口対策に必要な支援を行うよう要望を受けている。
焼却も可能だが、処理施設の仕様に合わせてシカ等を解体する必要がある場合が多く、捕獲従事者の負担となっている。

【地域振興について】
環境省及び農林水産省がシカの個体数半減の目標を掲げており、当県としても捕獲の強化を進めるべき状況だが、出荷制限がジビエ活用による地域振興を阻害しているほか、有害鳥獣捕獲のインセンティブを減殺している。現在複数の市町村からシカ肉の活用について相談を受けている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村単位等での出荷制限の解除申請が促進され、実態に即した出荷制限となる。

市町村単位等で出荷制限が解除されると、ジビエ活用による地域振興が進むほか、有害鳥獣の捕獲促進も期待される。

根拠法令等

原子力災害対策特別措置法第 20 条第2項

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」IV2解除対象の区域

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	176	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	176 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し

提案団体

広島市、新潟県、広島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染状況の常時監視を行う測定局数を削減できるよう、算定に係る基準の見直しを求める。

具体的な支障事例

当市では、大気汚染状況の常時監視に当たり、可住地面積基準により測定局を 11 局設置している。近年、光化学オキシダントを除く測定項目で大気環境基準をほぼ 100%達成するなど、大気汚染の状況は大幅に改善されているにもかかわらず、当該可住地面積基準は、昭和 46 年に通知された硫黄酸化物測定局の標準配置基準を準用したものであり、現状を反映したものとは到底言い難い。

また、当市においては、光化学オキシダントを除く全ての項目で、各測定局間の年平均値の差が5ppb 未満となっており、昭和 61 年に示された一般環境測定局の配置基準を満たさなくなるほど、いずれの測定地でも大気汚染状況は改善されている。

さらに、現在は、AI や大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになっていることも踏まえる必要があると考える。

したがって、当市においては、11 局も測定局を設置する必要はないと考えられるが、測定局設置の算定基準が見直されていないことから測定局数を削減することができず、更新や維持管理に係る費用が多大な負担となっている。

大気汚染状況が改善されているのは全国的にも同様と考えられるため、測定局設置の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図るべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

測定局数の算定に係る基準を見直すことにより、測定局の適正配置に関する裁量の幅が増加する。加えて、測定局の削減により捻出した費用を、局舎の修繕等のほか、環境省が推奨しているデータ通信等のデジタル化やデジタル記録計導入によるペーパーレス化等の DX 化に充てることができる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 22 条、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、さいたま市、浜松市、豊橋市、豊田市、高槻市、寝屋川市、久留米市、熊本市、鹿児島市

○測定局数の算定に係る基準では、環境濃度レベルの調整で、二酸化硫黄のように基準値の 100 分の1オーダーの状況においても、基準値の3割以下と区分し調整することとなっていたり、算定により測定局数が1を下回る数値となった場合は1としていたり、環境基準を達成している状況でも測定局数を維持するものになっている。測定局数の維持は、機器や局舎の保守管理等の経費だけでなく、日々の結果確認など事務作業も必要となることから、基準の見直しにより監視体制を合理化し測定局数を削減できれば、当市における他業務効率の向上につながると考えられる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	200	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	200 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務の見直し等

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の義務付けをできる規定に見直すこと。
また、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表すること。

具体的な支障事例

令和3年の地球温暖化対策の推進に関する法律改正において、都道府県は地方公共団体実行計画（区域施策編）に「再エネ利用促進等の施策に関する事項」及びその「施策の実施に関する目標」を設定することと義務付けられた（法第21条）。

当県の計画（区域施策編）（「第3次広島県地球温暖化防止地域計画（改訂版）」策定にあたっては、庁内会議6回、有識者を交えた会議4回を行うなど、多大な事務負担が生じている状況であり、また、計画の内容が専門的であることも策定の負担となっている。

更に、目標の設定に当たっては、CO2を大量に排出する企業における該当都道府県内の事業所の削減計画を把握する必要があるが、企業の生産体制の集約などの情報は競争性に関わる情報でもあり、都道府県での把握が困難なことから、実効性のある目標設定が難しい。

そのため、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和5年3月31日閣議決定）に基づき、計画策定の義務付けの見直しを求める。

また、地方には再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）以外の再エネ導入実績を知る術がなく、目標を定めても自家消費分を含めた再エネ導入の正確な実績を把握できないことから評価が難しい。

従って、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表するなど、適切な支援をすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方の業務負担軽減に繋がる。
地方に課されている目標について、正しい現状分析ができないという支障を解消できる。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、新潟市、豊橋市、大阪府、兵庫県、奈良県、高松市

○令和5年度に本県の区域施策編に当たる計画を全面改正した際、庁内会議5回、有識者会議4回を実施し、事務負担が発生した。

義務付けの見直し以外にも、計画改定時の事務簡素化が必要と考えられる。

固定価格買取制度(FIT)の再エネ導入実績も公表時は累計のため、純増・純減すら把握できず評価が難しい。国には自家消費分を含めた再エネ導入実績を公表するよう要望している。

○当市では、区域施策編は策定しているが、2030年46%削減(2015年度比)の目標における市の取り組みを反映した正しい現状分析はできてない。

進捗状況を正確に管理していくため、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表していくことは大変必要であるとする。

○「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再エネ導入実績を知る術がなく、目標を定めても自家消費分を含めた再エネ導入の正確な実績を把握できないことから評価が難しい」ことについて、当県でも提案団体と同様の支障事例があるため、「国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表すること。」については提案の趣旨に賛同する。

○当市は地方公共団体実行計画(区域施策編)にて、太陽光発電設備の導入目標を定めており、導入量の把握については、国が公表するFIT制度に基づく数値(市町村別)にて把握している。一方、非FITによる太陽光発電設備の導入が増えてきている中、正確な状況が把握できていないため、国にて非FITを含めた数値(市町村別)の把握・公表を求める。

○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再エネ導入実績を知る術がなく、自家消費分を含めた市域の再エネ導入の正確な実績を把握できない。

○当県では当該計画において2030年度に100億kWhを再エネで発電する目標を掲げているが、現在、固定価格買取制度以外(非FIT)の再エネ導入量を把握できるデータはなく、当県の「条例に基づく特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度」による報告や事業者等が公表している導入情報に頼らざるを得ず、非FITの再エネ導入量を正確に把握することが困難な状況である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	201	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	201）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

市町村が脱炭素促進区域を設定する場合の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の義務付けの廃止

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

市町村が脱炭素促進区域を設定する際に必要となっている、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を不要とされたい。

具体的な支障事例

自治体が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく脱炭素促進区域を設定する際、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が要件となっている。
地球温暖化対策の推進に関する法律の規定上、市町村による当該計画の策定は努力義務とされている一方で、当該要件により計画策定を実質的に市町村に義務付けけるものとなっている。
また、脱炭素促進区域を設定している市町村が全国で26市町村（令和5年10月時点）にとどまっている現状を見ると、事務負担が大きい計画策定が大きな障壁となっている可能性がある。
法の趣旨である、温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためにも計画策定の要件を見直すべきであり、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和5年3月31日閣議決定）を遵守した取り扱いをしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状、県としては、脱炭素促進区域の設定を推進していきたい一方で、計画策定は市町村にとって負担となっている。
市町村が計画を策定することなく、脱炭素促進区域を設定できることにより、脱炭素化の施策が一層推進される。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条・第22条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寒川町、豊橋市、高松市

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	203	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	203 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

脱炭素促進区域と建築物再生可能エネルギー利用促進区域の制度の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

「脱炭素促進区域」と「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という、省庁ごとの類似の制度を見直し、「脱炭素促進区域」の指定を受ければ、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に適用される措置を受けられるよう求める。

具体的な支障事例

地球温暖化対策推進法にある、地域における「脱炭素促進区域」の指定と趣旨が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律にある「建築物再生可能エネルギー促進区域」と重複している。一体的な策定が可能とはされているが、重複する区域設定の根本的な解決には至っておらず、事務負担が増加している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」における「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」の指定と、「地球温暖化対策推進法」における「脱炭素促進区域」の指定は、趣旨が重複していると考えられるため、それぞれの制度で適用されている措置が1つの制度で完結することで、関係許認可手続きのワンストップ化や建築基準法規制などの特例許可を一体的に受けられ、区域の指定が広まり、再エネ導入の促進につながる。

根拠法令等

地球温暖化対策推進法第 21 条第5項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 67 条の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、神奈川県、豊橋市、大阪府、鳥取県、高松市、熊本市

○当市では、次期実行計画の改訂において促進区域の設定を検討しているが、国が脱炭素化を推進していく中で、各省庁で重複する設定が存在することは検討に必要以上に時間を要してしまうものと考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	204	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	204 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

脱炭素化推進事業債の対象事業要件の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

総務省、環境省

求める措置の具体的内容

脱炭素化推進事業債の対象事業について、地球温暖化対策の推進に関する法律における地方公共団体実行計画（事務事業編）に事業の記載があるという要件を見直すこと。

具体的な支障事例

「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて（周知）」（令和6年4月1日付け事務連絡）により、脱炭素化推進事業債の対象事業の要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）に事業の記載があることとされている。

しかし、法の趣旨である温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためには、事業の機動的な実施が必要であり、脱炭素化推進事業債を活用した事業を実施する場合に逐次計画改訂が必要となると、機動的な事業実施に支障が出てしまう。

そのため、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和5年3月31日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体実行計画（事務事業編）に事業の記載があることという対象事業の要件を見直すよう求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方に追加的に課される事務負担の軽減

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条・脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて（周知）（令和6年4月1日付け環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課・国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課・農林水産省 農村振興局 整備部 設計課・水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課・林野庁 森林整備部 整備課・総務省 自治財政局 財務調査課・総務省 自治財政局 公営企業課・総務省 自治財政局 公営企業経営室・総務省 自治財政局 準公営企業室事務連絡）・令和6年度地方債同意等基準（令和6年総務省告示第134号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、神奈川県、平塚市、豊橋市、京都府、大阪府、高松市、熊本市

○県内市町村において、地方公共団体実行計画（事務事業編）の改定作業中のため脱炭素化推進事業債を申請できないという事例があり、事業実施に支障が生じている。

○求める措置の具体的な内容について、ZEB 化の対象事業に断熱工事を追加することについて旨加筆頂きたい。

現状の ZEB 化における対象事業では、設備の整備に関する事業だけが対象となっているが、寒冷地である東北地域においては ZEB 化を達成するうえで高断熱化が必要となり、温暖な地域に比べ財政的負担が大きいことから対象事業の対象を見直すよう求める。

○当市では、事務事業編において 2030 年 46%削減（2015 年度比）の目標を定めているが、国の実行計画と同水準への引上げについて、定量的な根拠を示すのに苦慮している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	205）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム（ADAMS）により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)

これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	228	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	228 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

浄化槽設置時の建築確認申請に係る通知先の見直し

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

建築基準法第93条第5項に基づく建築主事等又は指定確認検査機関からの通知先を「保健所長」から「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）」に変更し、浄化槽事務を実際に行っている部署が、通知を直接受け取れるようにすること。

また、同条第6項に基づく必要がある場合の意見についても、同様の変更を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

建築基準法第93条第5項により、浄化槽を設置する際に、建築確認申請を伴うものについては、保健所長への通知が義務付けられており、同条第6項に必要がある場合、保健所長は建築主事等に対して意見を述べることができる」と規定されている。

【支障事例】

当県では県の所管する保健所が管轄する地域の浄化槽の維持管理・指導等を保健所ではなく、当県水質保全課と地域振興事務所が行っている。

保健所設置市以外で建築基準法に基づく浄化槽に関する確認申請が提出された際の、建築主事等からの通知（浄化槽調書）について、通知の内容に個人情報が含まれており、慎重に取り扱う必要があること、年間の件数が非常に多く、郵送にはコストもかかること、また、1件の通知文書にA4判の調書やA3判の図面など大きさが異なる多数の書類が混在しておりPDF化が煩雑であり容量も膨大となることなどから、受け渡しを郵送やデータのやり取りで行うことが困難であるため、当県水質保全課と地域振興事務所が管轄保健所へ伺い、コピーを取った上で返却している。

浄化槽の設置は年間約6,000件あり、そのうち約5,000件が建築基準法に基づく申請のため、管轄地域により異なるが、毎月1回、平均40件の通知の受け渡しを行っており、管轄保健所へ通知を取りに行くことの負担が大きくなっている。

【支障の解決策】

建築基準法を改正し、尿尿浄化槽に係る取扱いについては、「保健所長」を浄化槽法第5条第1項と同じ「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）」とすることで、浄化槽事務の所管部署が保健所ではない自治体においても、浄化槽に関する事務処理を一本化することができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務処理の効率化を図ることが可能であり、浄化槽の維持管理指導等を保健所ではなく、他の部署が行っている地方公共団体においても事務処理の効率化を図ることが可能である。

根拠法令等

建築基準法第 93 条第5項、第6項
浄化槽法第5条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、浜松市、兵庫県、奈良県、鳥取県

○当市では、浄化槽法に係る事務を保健所ではなく環境部局で所管しており、便宜上、建築基準法 93 条 5 項の通知は保健所を経由せず直接、環境部局へ送付される運用をしていますが、本提案のとおり改正されるのが望ましいと考えます。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	242	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	242 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、安定型産業廃棄物最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量を規制するなど、新たな安定型産業廃棄物最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、「許可基準を条例で定めることができることとする」等、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

具体的な支障事例

【支障事例】
当県では最終処分場設置に条件の良い特定の地域に 200 を超える最終処分場が設置されてきた。そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中が当該地域にて問題となっている。
このような状況に対し、当県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1km 以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところである。

【支障の解決策】
指導要綱による対応には限界があり、調整には多大な労力を要し、苦慮してきた。根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が集中する地域について、その総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望する。

【現行制度では対応が不十分である理由】
本件については平成 27 年に同様の提案を行っており（管理番号 105）、環境省からの回答が示されているところである（地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっている）が、先述のとおり、指導要綱による対応には限界があり、許可申請書が提出された場合、法令上の要件が満たされていれば許可せざるを得ない、というのが現状であって支障は継続している。
また、平成 27 年の回答では、廃棄物処理法第 15 条の2第1項において、「周辺地域の生活環境の保全…について適正な配慮がなされたものである」ことを都道府県知事の許可要件にしていることが示されているが、生活環境影響調査は、安定型最終処分場の設置に関し、地下水汚染を予測、評価することを要件としていないことから、安定型最終処分場の設置許可に当たっては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しない措置を審査し、当該基準に適合していれば許可せざるを得ず、安定型最終処分場の集中立地によって、複数の処分場に起因する地下水汚染の未然防止には対処できないと思料され、現状では、地元住民の不安を払拭できていない。
同様に平成 27 年の回答では、同法第 15 条の2第4項などにおいて、「生活環境の保全上必要な条件を付することができる」とこととして示されているが、あくまで許可を前提とした許可時の条件設定に関する条文であることから、本支障の解決には至らないものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃棄物処理法に、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準及び処分場の設置許可に地域の実情を反映させるための地方の裁量を認める規定を創設することにより、地元調整、事業者の指導について明確な根拠を持った対応が可能となり、業務量の削減に資する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	269	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	269 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し

提案団体

秋田県、青森県、岩手県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八郎潟町、井川町、大潟村、羽後町、山形県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、全国知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

気候変動適応法改正に伴う熱中症特別警戒情報の伝達方法について、都道府県から市町村への伝達を不要とし、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報伝達することを求める。

具体的な支障事例

熱中症特別警戒情報については、法律改正により新たに創設、令和6年4月1日に施行されたものであるが、令和6年3月説明会において国が示す方法によれば、当該情報が発表される際には、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等に伝達する必要がある。

また、発表されない日でも、4月～10月の運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。

このため、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減につながる。

なお、環境省より、各自治体を経由する理由として、熱中症特別警戒情報の伝達と一緒に各自治体独自の情報も伝達できるようにするため、との説明があったが、熱中症特別警戒情報に加えて発信しなくとも、別途対応すれば足りるものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、熱中症特別警戒情報を住民や関係機関に迅速に伝達するとともに、自治体職員の作業負担を軽減することができる。

根拠法令等

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、花巻市、福島県、茨城県、沼田市、寒川町、石川県、静岡県、名古屋市、三重県、京都府、堺市、兵庫県、島根県、徳島県、福岡県、福岡市、熊本市、阿蘇市、鹿児島県、特別区長会

○特別警戒アラートは土日祝日も発表される可能性があるため、その場合に備え、金曜日や前日に予測値を確認し、発表予想があった場合には、金曜日や前日のうちに対応を行っている。あくまで予想を基に注意喚起を行っていることから、即時性や正確性に欠けてしまう。

市の情報伝達手法を用い、メール、館内放送、防災無線で注意喚起を行っているが、全ての市民や関係機関への一括した情報伝達にならない。

○国から受け取った熱中症特別警戒情報の県から県内市町村への伝達については、市町村の事情に応じて複数の方法で行う必要がある。特に休日は、県も市町村も対応できる職員が少ない中で情報伝達を行う必要があり、ミスが発生することも想定される。このため、国から県・市町村等へ一斉に伝達を行うことで、迅速かつ確実に情報伝達できるほか、自治体職員の負担軽減が期待できる。

○当該情報が発表される際には、4月～10月の運用期間中、市町村では平日、休日を問わず毎日メール受信確認となり、さらに様々な手段で市民等へ伝達を図る必要があるため、職員に過度の作業負担が生じることが予想される上、その効果も低いと预料される。

当該伝達系統以外にも、国が一括して報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、職員の負担軽減につながる。

○熱中症特別警戒情報の目的は、過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害を減少させることであり、そのためには国民への迅速な周知が必要である。都道府県を経由すると、都道府県によって市町村へのタイムラグが生じることが予想され、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針に記載されている市町村の役割（地域住民への情報の伝達・クーリングシェルの開放）の遂行に地域差が生じるおそれがあることから、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝達できると考える。

また、都道府県を経由することで都道府県職員の事務負担が膨大になるため、発表情報の伝達は環境省で一元化し、その他別途周知することがあれば都道府県から市町村へ通知すれば事足りると考える。

○熱中症特別警戒情報が発表された場合、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等に伝達することとなっている。

しかし、都道府県からの通知を受けた日が土日祝日を含む休日だった場合、担当職員が即座に対応することは難しく、対応するにあたって過度な事務負担を強いることになる。

熱中症特別警戒情報は緊急を要する内容であり、即座に伝達を行う必要があるが、県及び市町村が間に入ることによって住民等に即座に情報が伝わらない恐れがある。

国が一括して情報発信することで迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減に繋がると考える。